
3番 堀江洋子 議員

議長（中西 康雄君）

通告順7番 堀江洋子議員の発言を許可します。

3番（堀江 洋子君）

日本共産党の堀江洋子でございます。

まず1点目に、就学援助制度についてお伺いをいたします。就学援助を必要とする子どもの実態について、まず1点目にお伺いをするわけですが、ここ数年ですね、格差や貧困という言葉が、マスコミに登場しない日はないと言っていい状況が続いております。派遣切り、そしてまた雇用破壊ということで、世界金融危機による経済危機も伴って、子どもの貧困はますます深刻さを増していると私は考えております。

日本共産党はですね、こういった深刻化する子どもの貧困を解決するために、基本政策として国保税取り上げの中止や、一人親家庭への支援への強化、そして今回質問をいたします就学援助の拡充と子どもと貧困の克服ということで、訴えております。

そこですね、就学援助制度は義務教育は無償とした憲法第26条に基づき、就学援助法、教育基本法、学校教育法等で規定をされ、市町村が小学生、中学生のいる家庭に学用品費や就学旅行費、給食費、医療費などを補助し、保護者が経済的に困難な状況があったとしても、子どもたちがお金のことを心配しなくても、学校できちんと学べるように保障して、国民の権利としてあるのが就学援助制度でございます。

それから、その国立社会保障人口問題研究所というところがありまして、阿部氏という方がいらっしゃいますけれども、その阿部氏によれば、我が国の子どもの貧困率というのが1990年代からぐっと上昇して、2004年には14.7%ということで、実に子どもの7人に1人が貧困という状況であるということです。この貧困ラインというのは、全国の平均的な所得額の2分の1で、それ以下の所得しか

い人口の割合が貧困率ということではありますが、こういった状況のもとですね、町において就学援助の実態というのを、まずお伺いを1点目にするものでございます。

2点目に、申請時期、それから支給方法についてお伺いをいたします。小泉内閣の三位一体の改革で2005年の法律改正によって、準要保護世帯に対する国庫補助金が廃止をされましたことにより、一般財源化されてしまいました。大変国の財源保障は不十分な状況であります。しかし、準要保護世帯に対する就学援助金制度が廃止をされたわけではございません。就学援助の実施義務というのは、市町村に課せられ、準要保護の認定は市町村が判断するということでもあります。

それで、就学援助制度は生活保護基準に該当する要保護者と、要保護者に準ずる程度に困窮している者である準要保護者に対して行われるわけでありまして、この準要保護者の認定というのは、市町村がそれぞれ基準で行っているものであって、独自でそのやっているところもあれば、その上乘せしているところもあり、自治体ごとにバラツキがあるという状況でありまして、町においては就学援助制度については、経済的な理由によって、公立の小学校、中学校への就学が困難と認められる者ということで、生活保護家庭に準ずる程度に困窮していると、教育委員会が認める方ということで、これはお知らせの文書を配ってもいるわけでありまして、申請時期や支給方法についてお伺いをいたします。

それから3点目に、医療費の補助の件についてお伺いをいたします。就学援助法、学校給食法、学校保健安全法、そして国の補助金要綱によって、国が補助を出す項目が決められているわけでありまして、支給内容は学用品費、それから医療費、給食費ということであります。しかし、町においてはこういった法に基づいた医療費の支給がされておられません。文部省の通達があるわけですが、その通達ではですね、援助の対象となる疾病を学校保健法施行令第7条に定めるものとしてトラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、虫歯、寄生虫病ということで対象となる疾病があります。

また、医療に要する費用とは、診察、薬剤、または治療材料の支給、処置、手術、通院費、その他治療のため必要とされる医療費として、医療機関と学校が4以上離れていれば、治療のために利用した交通機関の通院費も対象となるということです。また学校の指示ということに対しましても、学校において治療の指示を行うのは、児童・生徒の健康診断の結果、疾病が発見された場合に、担当学校医の所見に照らして、学校において事後処置として、治療の指示をするのが一般の場合であるが、必ずしも定期、また臨時の健康診断において疾病が発見されたものに限らないものであることと、こういうふうになっておりまして、本来であれば、いつでもですね、必要な治療指示を行って医療費の給付ができるようになっております。子どもの学校生活を保障する給付内容としてですね、法に基づ

いて医療費を補助すべきと考えますが、本懐を伺います。

4点目に、周知徹底をすべきではないかということでお伺いをいたします。以前の議会でも質問をいたしました。もっと保護者の方に使いやすい制度にするようにということで周知の徹底も求めまして、小学校の入学の説明会があるときに、一回だけこの通知を出していただいておりますけれども、その年度途中の申請も受付がOKであるということで質問もしたときに、町はそういうふうな形で対処はしているという答弁でありましたけれども、そういったお知らせの文書もこの中には入っておりませんし、目安となる所得基準というのも書かれておりません。大変、そのどういった方法で利用できるのかということが、詳しく親切に丁寧に書かれていないという状況でもあります。

で、何よりもですね、一番問題となるのは要綱がないということです。一部の自治体では条例で設置をしてやっているところもありますけれども、町は要綱がないという状況です。何を根拠にしてですね、就学援助を実施しているのか、こういったことも問われると思いますので、要綱の制定もあわせて求めるものでございます。

議長（中西 康雄君）

谷口教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

それでは、1問目の就学援助制度についてのご質問に、お答えをいたします。

就学援助制度とは、経済的理由によって就学困難と認められる小中学生に対して、学校教育に必要な経費の一部を援助するものでございまして、就学援助費支給の対象となるのは生活保護世帯要保護でございます。とそれに準ずる程度に生活が困窮している世帯、準要保護でございますが、の方となっております。

現在、町が援助を実施しております補助対象費目は、学用品費、通学用品費、新入学生徒学用品費、校外活動費、就学旅行費、給食費の6つの費用でございます。議員お尋ねの第1点目、就学援助を必要とする子どもの実態でございますが、本年度分につきましては、まだまとまっておりませんので、平成20年度の実績をご報告させていただきます。学校別に申し上げますと、日進小学校15人、川添

小学校 1 人、三瀬谷小学校 7 人、宮川小学校 9 人、協和中学校 9 人、大台中学校が 6 人、宮川中学校 5 人の合計 52 人の申請がありました。そのうち認定者は 50 人、29 世帯となっています。

また、2 点目の申請時期、支給方法についてでございますが、例年 4 月から 5 月にかけて申請をいただき、教育委員会で審議認定をいたしましたうえで、申請者に対して決定通知をし、各学期終了後早期に保護者への口座振込の形で支払うこととしています。転校などによりまして、学年途中からの申請についても受理をさせていただいております。

第 3 点目の医療費の補助についてでございますが、この医療費の補助につきましては、学校保健安全法及び施行令によりまして、6 種類の疾病、1 つとしてトラコーマ及び結膜炎、2 つとして白癬、疥癬及び膿痂疹、3 つ目に中耳炎、4 つ目に慢性副鼻腔炎及びアデノイド、5 番目に齲歯、これは虫歯でございます。6 に寄生虫病に対して必要な援助を行うとされております。

しかし、現在、町におきまして補助対象としておりますのは、さきに申し上げました学用品費をはじめとする 6 つの費用で、ご質問の医療費の補助につきましては実施いたしておりません。

その医療費にあたる部分につきましては、生活保護法や一人親家庭等医療費補助制度によって支援されておりますのが実情でございます。近隣の実施状況を見ましても、管内では松阪市をはじめ多気郡内の町すべて実施されておりませんし、県内でも北勢地域につきましてはかなり実施されているようですが、中勢地域以南につきましては、実施率はかなり低いようです。

しかしながら、こうした医療費につきましては、本来、学校保健安全法に基づいた就学援助制度で支払うべきものですので、来年度から本来の目的に沿った形で進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

4 点目の周知徹底でございますが、例年 2 月に実施いたしております 1 日入学説明会のときに制度の説明を行うとともに、前年度実施に基づき該当者に通知させていただいております。しかしながら、対象者への通知が主ですので、今後は転入や児童の家庭事情の変化などにより、制度が適用される児童、家族が、その年度において漏れる可能性も否定できませんので、そんな場合も想定し、学校ともより深い連携を保っていきたいと考えております。そしてケーブルテレビなどを利用して、周知徹底を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

1回目の質問のときに、要綱のことにも触れたわけ

でございますけれども、そもそも要綱が設置をされていないということが、私は大きな問題があるんじゃないのかなと考えておりますので、周知という方法、周知方法にあわせて、それから要綱を策定するにあたって、要綱策定はされると思いますけれども、その答弁がなかったので、策定すべきとの考えに立って、再度質問をするわけでありましてけれども、申請手続きや認定についてお伺いをいたします。

このことも以前の議会で質問をいたしました、民生委員の助言を削除したからということで、民生委員の意見は要らないではないかという質問を以前しました。これは就学援助法施行令から民生委員の助言を求めることができるという、こういった文言が削除されて、2005年度から就学援助の認定に際して、民生委員から助言を求める必要がなくなったわけです。それでもですね、町は就学援助費の給付申請をするときにですね、民生委員の意見ということで意見を書いてもらって、名前を書いてもらって印鑑を押さなければならない状況、これは以前に私が質問したときと今年も同じような申請書の受付方法をしております。

再度お伺いをいたしますけれども、前回も言いましたけれども、削除されたんでありますから、民生委員の意見は要らないと思うんですよね。この点を再度求めたいと思いますし、それから平成20年度の受給者の方に、平成21年度就学援助費交付申請についてということで、教育委員会は受給者の方に通知の手紙を出しております。この中を見ますとですね、民生委員さんが就学援助費の交付申請書のこのとりまとめのお仕事をしていただいているわけですね。

で、前年度に引き続いて申請をしたい人は、それぞれ住んでいるところの地区の民生委員まで、お申し出くださいということで、民生委員さんに申し出をして、それから申請書を提出されるときには民生委員さんに、現在の生活及び収入状況と就学に支障をきたす理由を詳しくご説明くださいと、こういった文書がそれぞれの家庭に届けられているんですけれども、私は民生委員さんは、こういった仕事がしなくてもいいんじゃないのかなと思うんです。

本来であればですね、申請というのは直接ですね、教育委員会か学校にするものだと思うんです。法的に民生委員さんがとりまめしなさいということは、どこにも書いてないと思うんですよ。ただで

さえ民生委員さんの方はお仕事大変な状況だと思うんです。さきほど申しましたように、助言を求められることができるというような文言も削除されたということもあわせて、それから申請は教育委員会や学校へすればいいものであって、こういったことを民生委員さんをお願いしている教育委員会の姿勢について、お伺いをいたします。

町はですね、それから学期ごとに支払いをしているということで、1学期、2学期、3学期とあるわけですが、その1学期は9月18日に支払いをして、2学期には1月8日に支払いをして、3学期には4月の8日にしているという、去年の多分これは状況だったと思うんですが、こういった状況があります。

制度上はですね、いつでも受け付けることができます。年度当初からのその認定要件を、その申請する方がですね、条件を満たしていれば、年度途中で申請した場合であっても4月に遡ってですね、その支給をされるのか、この点についてもお伺いをいたします。

また、さまざまな理由によって保護者の方が申請できないと、こういう状況も生れてくると思うんです。本人からの申請というのが原則にはなっておりますけれども、文部科学省の通知でも保護者の申請の有無のみによって認定することのないようにするというふうに、こういうふうにされているわけで、校長先生が保護者に代わって教育委員会に申請できる。このように要綱できちんと定めている自治体もございます。こういったことは考えないのかについても、お伺いをいたします。

さきほどもその申請時期がですね、4月から5月ということで、教育委員会で審査をして、それから通知を出して口座振込みになるという説明があったわけですが、ほかの早いところの自治体では、在学生の方については前年度の12月から3月、それから新入生は4月としている自治体が多くあります。学校補助金の事務提要を見ますと、事務処理要領ということで、認定は3月末日、ただし新たに小学校に入学する者については、4月末日までに認定を終了することと、このように書いてあります。

また、教育委員会は就学援助支給計画通知書を作成して、4月末日までに学校長に通知をするとともに、学校長を通じて保護者に対して連絡することと、こういうふうにも補助金の事務提要には書かれているわけですが、このような状況になっているのかということについても伺います。申請を受け付ける時期が遅いのではないのかというふうに思いますので、お伺いをいたします。

ということはですね、決定というのが6月ぐらいになってくると思うんです。6月、7月に決定をされてということになってくると思うんですけれども、その認定までの間ですね、新入生の場合だと入学準備金ですね、一番お金の要るときだと思うんです。そのときに本来であれば支給されなくてはならないものが、遅くなっていくということが出てくると思うんです。修学旅行なんかも春にして

いるところもあると思いますし、給食費なんかももしかしたら間に合わないという状況も生れてくる
と思いますので、この申請を受け付ける時期がもう少し早くする、そういったことも考えなくてはな
らないと思いますので、お伺いをいたします。

議長（中西 康雄君）

谷口教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。まず要綱作成の件につきましてですね、これ作
成する方向で検討をさせていただきます。

それから、次にその民生委員との関係でございますけども、確かに平成 17 年度の文科省の事務処理
通知の中で、補助事業の対象となる者の認定にあたっては、学校長並びに必要な応じて福祉事務所の
長及び民生委員と十分連絡を取り、遺漏のないよう配慮することというふうになっております。

町内の民生委員の皆さん方には、地域に大変こう密着した活動をされておまして、学校では把握
できない地域の実情もよく把握されておりますので、認定時に遺漏のないようにご意見をいただい
ているところでございます。しかし、認定につきましては、民生委員のご意見がなくてもよいケースも
あるというふうに思われますので、必要な応じてご意見をいただくといたしましても、支障はないか
と思いますので、今後、検討をさせていただきます。

民生委員さんの申請書のとりまとめについてでございますけども、このとりまとめにつきましてお
願いをしていることにつきましてははですね、大変こうお忙しい委員さん方にこれ以上お手をわずらわ
せるといいますことは、大変恐縮に存じますので、今後は学校でとりまとめるよう改めていきたい
というふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、学期末の支払いと、あるいは遡っての支給というふうなことでございますけども、現在、
年度途中の申請につきましても当該学期、当初からの認定として取り扱いをさせていただいておりま
す。ケースといたしましては、多様なケースはこれから考えられますので、今しばらくですね、現行
の形で認定を実施していきたいというふうに考えております。

また、校長の代理申請でもいいのではないかということでございますけども、これにつきましても家庭事情などで申請のできにくいご家庭の中で、ケースによって学校の支援も必要かと思えます。このことにつきましても、来年に向けて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、申請時期でございますが、現在のところ、私ども6、7月、5月から6月、7月にかけてですね、審査認定をしているところでございますけども、議員おっしゃいますように、新入生の新入時の費用というようなことから考えますと、この面につきましてもやはり検討を必要かと思えますので、今後ですね、検討をさせていただきたいと思えます。以上でございます。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

要綱も策定をするということで、制度がきちんと運用できるように強く改善を求めるものであります。条例でさきほども言いましたけれども、条例で設置しているところもあればということで、町においては要綱で検討していくということであります。

そもそも、その子どもが本当にお金に心配をしないで学校で学べると、それは当然の権利でありまして、何の恩恵ということでもなく、当然の権利です。その認定基準とか給付内容ですね、民主的に定めていくということが私は大変重要になってくると思えますので、この点についても再度見解を求めたいと思えます。

周知の方法ということですけどもね、これはもう本当に制度をわかりやすく、すべての保護者に知らせる。申請者のその立場に立った申請方法にするということ、使いやすい制度にするということが求められると思えますので、周知については制度わかりやすく、他の自治体においても本当にそれぞれの2人家庭あれば、3人家庭であれば、4人家庭であれば、これぐらいの基準であればOKですよというような表も付けてですね、保護者の方にお知らせをしている自治体があります。

そういった点についても再度答弁を求めたいと思えますし、医療費については早急に改善を強く求めるものでありますし、国の補助基準、それから文部科学省の通知に沿った給付を行うことが必要だ

と考えます。

また、さきほど教育長も答弁をされておりましたけれども、学校との連携ということも答えられておりました。やはり教育長が言われたようにですね、教育行政と、それから福祉行政もかかわってくると思います。また学校がその連携をして、子どもがきちんと就学できるように保障をしていくことが必要だと思いますので、この点、町の行政とかかわってですね、学校と連携していくと、教育委員会と学校だけじゃなくって、福祉行政も含めて連携していく考えはないかということについても、お伺いをいたします。

議長（中西 康雄君）

谷口教育長。

教育長（谷口 忠夫君）

今、ご指摘いただきました。種々たくさんご指摘をいただきましたんですが、要綱作成をですね、本年度中に検討いたしまして、来年早々から実施できますように、ご指摘をいただいたものをですね、十分検討させていただきます、真にその子どもたちのためになる、この就学援助としたいというふうに思っております。

それから、福祉とも当然これは今後は連携をとってですね、取り組んでいかなければならないと思いますので、今後は福祉の面からもですね、十分連携をとりたいというふうに思っております。

周知の方法ですけども、当然、ご指摘ございましたように、十分ですね、ご理解していただけるような方法で、今後周知徹底をさせていただきたいというふうに思います。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3番（堀江 洋子君）

2点目に乳幼児へのヒブワクチンに助成をということで、質問をいたします。乳幼児がかかると死亡や後遺症が残るということで恐れがあります、細菌性髄膜炎を防ぐためのヒブワクチンが、昨年12月からやっと日本でも接種されるようになりました。

しかしですね、自己負担の任意接種となっておりますので、宮崎市とか鹿児島市などの一部の自治体で助成が行われているものの、制度化、任意接種のために全自治体でということにはなっておりませんし、もちろん町でも公費が負担されているという状況ではありません。生後2ヶ月以上7ヶ月未満は3回接種の後、翌年に1回接種しなくてはなりませんし、7ヶ月以上1歳未満は2回接種の後に、翌年に1回、それから1歳以上は1回のみ接種というふうに接種しないとなりません。

通常では4回接種すると、約3万円もお金がかかってくるわけです。細菌性髄膜炎はその初期にですね、発熱以外には特別な症状が診られないということで、大変診断も難しく、重篤な状態になって初めてわかるというような、大変怖い病気であります。毎年約1,000人もの乳幼児がかかる病気でありまして、死亡率が5%、後遺症が残る率は20%と言われております。その6割強がインフルエンザB型ということであります。このヒブワクチンというのは、インフルエンザB型に対応するもので、大変有効なものであるということであります。

そこでですね、ヒブワクチンというふうに聞いても、あまりその小さいお子さんがいらっしゃる家庭は、よくわかっているかもわかりませんが、周知方法がですね、私、町がどういった方法をしているのかなというふうな疑問がありますので、乳幼児がいる世帯への周知方法については、一体どのようになっているのかという点について、まず1点お伺いをいたします。

また、一番求めたいのはですね、細菌性髄膜炎に有効なヒブワクチンに公費の助成を町もすべきでないかと、子育てを応援すべきではないかと考えますので、見解を求めます。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

それでは、乳幼児へのヒブワクチンについてお答えをいたします。1点目の世帯への周知方法についてと、2点目の予防接種に助成をとということでございますので、あわせて答弁をいたします。

乳幼児の細菌性髄膜炎が引き起こすインフルエンザ菌B型をヒブと言います。また髄膜炎とは頭蓋骨と脳の間であって脳を包み込み、いわば脳を保護するクッションのような役目をしている膜が髄膜で、この髄膜に細菌やウイルスが付くと、髄膜炎になるということでございます。

髄膜炎にはおたふく風邪ウイルスや、夏風邪を起こすウイルスが原因のことが多く、無菌性髄膜炎と乳幼児時期にはインフルエンザ菌や肺炎球菌、大腸菌、髄膜炎菌などが原因で起こる細菌性髄膜炎がありまして、細菌性のほうが無菌性より重症となり、後遺症を残す率も圧倒的に高くなりますが、5歳以上になりますと、インフルエンザ菌に対する抵抗力がつくられるため、発病はきわめて稀となるようであります。

髄膜炎では細菌やウイルスが鼻、喉、器官の粘膜などに感染し、まず風邪症状を起こし体力が弱っていたり、特殊な体質があると血液の中に入り、頭の中の髄膜に達し、発熱、頭痛、嘔吐、不機嫌などがみられ、症状が進行しますと、けいれんや意識障害も現われます。日本ではこのヒブによる髄膜炎の患者数は、生後2ヶ月から5歳未満で、年間約600人、2,000人に1人という割合でございまして、患者の25%に発達の遅れや、聴覚障害などの後遺症を残し、5%が死亡する深刻な病気であるようでございます。

この病気を防ぐヒブワクチンは、諸外国では10年以上も前から定期接種が行われておりまして、100ヶ国以上で使われておりますが、日本では1980年代、患者は少数であり、抗生剤で治療できたことや、日本の生物学的製剤基準値に適合していなかったことなどにより、認可が遅れておりましたが、昨年12月から輸入され、使用できるようになりました。接種は生後2ヶ月以上から5歳未満で、年齢により4回から1回の接種となりますが、今はまだ大量生産できないため、品不足で接種が制限されている現状であります。

町内の医療機関では、ヒブワクチンの接種歴はなく、髄膜炎にかかった患者もいないということですが、近隣の小児科ではヒブワクチンが月3名分しか入手できないため、10人以上が予約待ち、また松阪の総合病院でも、月4、5名分しか入手できないため、予約待ちの状態であると聞いております。町内でヒブワクチンを接種された乳幼児につきましては把握しておりませんが、少数だと思われれます。

このヒブワクチンはまだ国の定期接種に認められておりませんので、個人の任意接種となり、1回

当たり 7,000 円から 8,000 円、4 回で約 3 万円程度ということで、若い世代には大きな負担となりますが、ヒブワクチンの入手が困難なこともありまして、公費助成している自治体は全国で 18 市区町村しかないようでございます。

当町での生後 2 ヶ月から 5 歳未満の乳幼児は、現在 349 名でありまして、大台町の将来を担っていただく大切な子どもたちを、髄膜炎から守っていく必要性については十分認識をしているところであります。しかしながら、ヒブワクチン単体が外国からの輸入に頼っており、製造に時間を要することから、大量に生産できない現状です。町としては今後のワクチンの製造状況や、国及び他の市町村の状況等を踏まえながら、助成について前向きに検討し、周知もしていきたいと考えております。ご理解をお願いしまして、答弁といたします。

議長（中西 康雄君）

堀江議員。

3 番（堀江 洋子君）

私、あの外食をしております、その隣り合わせにちょうど小さいお子さん連れの家族、おじいちゃんもおばあちゃんもいたと思うんですが、すぐ隣なんで会話が聞こえてくるわけです。ヒブワクチンどうしようかなと、任意接種やし、1 回 7,000 円もするし、それでも子ども心配やし、どうしようというふうに言ってみえました。

あっやっぱりこういうふうに、お母さん方は思っているんだなということで、通告出したあとだったんですけども、要求はあるということだと思います。さきほど 1 回目の質問のときに、一部の自治体でしか実施されてないという現状も、もちろんありますし、入手、輸入のためにということで、松阪市でも予約待ちだということでもあります。その数も限定されてくるということでもありますけれども、来年度以降安定してくるといふ、こういった見解もあるわけです。

それから東京のですね、これは荒川区も助成をしております、助成要件として、平成 20 年 12 月 19 日以降にヒブワクチンを接種した区民ということで、助成額が接種 1 回につき、上限 3,500 円、生活保護世帯の人などは上限 7,000 円とすると、助成回数は接種開始が生後 2 ヶ月から 6 ヶ月の場合は

4回まで助成をする。接種開始が生後7ヶ月から11ヶ月の場合は3回まで助成をする。それから接種開始が生後1歳から4歳の場合であれば1回助成ということで、申請の回数や申請の期限や申請の方法というふうに、助成をされているわけでありませう。

予約待ちの状況であるということで、町内の方がどれだけ要望があるのかわからないとも思いますけれども、自治体によってはですね、こうやって助成をしているところがあるということで、さきほども言いましたけれども、大量生産ができないということで、ままたらない思いもあると思いますけれども、来年以降は安定してくるんじゃないかという、こういった見解もありますのでですね、十分前向きに検討する余地は、私あると思うんです。その点、再度答弁を求めたいと思います。住民要求はあるということ、私は肌身で感じましたので、再度答弁を求めたいと思います。

議長（中西 康雄君）

尾上町長。

町長（尾上 武義君）

さきほども申し上げたんで、あかんと言っておりませんで、前向きに検討していきますと、こういって申し上げております。

で、1つやっぱり引っかかっておりましたのがね、その大量生産できないというようなことで、したくてもできないというようなケースをね、懸念しておったんです。ただ、おっしゃられますように、来年以降そのワクチンの供給が安定してくると、こういうようなことだと、そこら辺の情報をですね、しっかりとらまえながら、いけるようであれば、そういった制度もですね、つくりながら対応していく必要はあるだろうと思っております。

ただ、周知も当然これしていかなあかんですが、どこまでその補助の内容がですね、いけるかどうかというのもこれからのことですが、十分検討させていただきたいと思っております。

議長（中西 康雄君）

堀江議員の一般質問が終了いたしました。

議長（中西 康雄君）

しばらく休憩します。

再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 45 分）

議長（中西 康雄君）

定刻となりましたので、休憩前に引き続き一般質問を再開をいたします。

（午後 1 時 00 分）